

令和2年5月18日

生徒および保護者の皆様

緊急事態宣言解除を受けての分散登校と学校再開について

海星中学・高等学校

5月14日、政府は新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言について、三重県を含む39県の解除を正式決定し、三重県教育委員会、四日市市教育委員会等の関係諸機関も、学校等における教育活動の再開について通知しました。これをうけて、本校としましては下記のとおり学校再開に向けて準備を進めてまいります。長きにわたる臨時休校により、多大なご迷惑をおかけしましたこと心よりお詫び申し上げます。学校再開後は生徒のため更に努力をいたす所存ですので、引き続きご理解賜りますようお願いいたします。しかしながら、新型コロナウイルス感染については決して気が許せない状況であり、校内においても「新たな生活様式」を実践し感染予防に努めてまいります。尚、今後も諸般の事情によっては、更なる変更を余儀なくされる場合もありますのでお含みおき下さい。

記

1、休校期間の解除および学校再開について

休校期間を5月24日（日）までとし、令和2年5月25日（月曜日）より学校再開とします。

2、登校について

(1) 休校期間中の登校日

5月21日（木）、22日（金）は休校期間中ですが、生徒の健康状態の観察や課題の提出を目的とし、次の様に登校日と時間帯を設定します。

5月21日（木）

高校2年生 9：10～10：50

高校3年生 10：50～12：30

5月22日（金）

中学生 9：10～10：50

高校1年生 10：50～12：30

(2) 学校再開後の分散登校

学校再開後の5月25日（月）から5月29日（金）までの間は、各学年午前午後のいずれかで、分散登校を行います。ただし、学校での滞在時間は3時間以内とし、内容によっては下記の時間より早く帰校時間となる場合もあります。

	9：10～11：40	13：00～15：30
5月25日（月）	中学生・高校1年生	高校2年生・高校3年生
5月26日（火）	高校2年生・高校3年生	中学生・高校1年生
5月27日（水）	中学生・高校1年生	高校2年生・高校3年生
5月28日（木）	高校2年生・高校3年生	中学生・高校1年生
5月29日（金）	中学生・高校1年生	高校2年生・高校3年生

(3) 平常授業の実施について

6月1日（月）より、学校活動を段階的に平常化するため、7限授業を実施しますが、登下校時に通勤時間帯の混雑を避けるため、当面の間（2週間ぐらいを目処に）次の様に、始業時間を遅らせ、1時限を5分間ずつ短縮します。

9：10 ホームルーム（健康チェックを含む）

9：20 第1限 終了後の休憩10分

10：10 第2限 終了後の休憩10分

11：00 第3限 終了後の休憩10分

11：50 第4限

12：30 昼休み

13：10 第5限 終了後の休憩10分

14：00 第6限 終了後の休憩10分

14：50 第7限

15：30 ホームルーム・放課

3 学校再開後の新型コロナウイルス感染症対策

(1) 授業日における学校での対策

(ア) 基本的な対策

- 家庭においての、登校前の検温、発熱・風邪症状時における自宅での休養の徹底とマスクの準備、十分な睡眠の確保、適度な運動の実施
- 生徒・教職員のマスクの着用、咳エチケット（マスクの着用、ティッシュ・ハンカチ等で口・鼻を覆う、袖で口・鼻を覆う）の徹底
- こまめな手洗い（登校時、昼食前後、トイレの後、共用の教材等の使用前後など）を励行
- 生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、用具等）や、共用の教材・教具、情報機器等を適切に消毒

(イ) 教室における対策

- 換気の徹底（可能な限り常時、2方向の窓を開放する。）
- 分散登校時、広い教室を使用するなど、生徒同士の距離を1～2m以上保った座席の配置と対面とならない形での教育活動
- 通常登校時、生徒同士の身体的距離の確保

(ウ) 各教科等の指導における対策

- 感染症対策を講じても感染の可能性が高いと考えられる以下の学習活動の当面の自粛、あるいは下記活動が当面できないことを想定した指導順序の変更や指導計画の見直し
 - 音楽科…狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動
 - 家庭科、技術・家庭科…調理等の実習
 - 体育科、保健体育科…密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- 運動会・体育祭について中止または、3密を回避するための、実施内容や方法の工夫と、延期など実施時期についての検討
- 文化祭、学習発表会など生徒が密集して活動する学校行事について中止または、実施内容や方法の工夫と延期など実施時期についての検討
- 修学旅行について実施時期及び内容の見直し

(2) 登下校時の対策

- 公共交通機関利用の生徒への指導
- 始業時刻の調整と登下校時間帯の分散

- (3) 生徒の感染が判明した場合及び発熱した場合等の対応
- ・ 生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合の当該生徒に対しての学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置
 - ・ 感染者の濃厚接触者に特定された場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間
- (4) 感染への不安を理由に欠席をした生徒への対応
- ・ 欠席をした生徒には、学習課題の提供など、登校日及び授業日の内容を伝達
 - ・ 欠席をした生徒の様子や欠席理由の教職員の共有
- (5) 昼食の対策
- ・ 食堂に加え、普通教室や空き教室等を活用するとともに、食事場所の換気の徹底
 - ・ 生徒同士が机を向かい合わせにしないよう指導
 - ・ 食事中の会話を控えるよう指導
 - ・ 食事前の正しい手洗いの徹底
- (6) 感染者や濃厚接触者、医療従事者等への偏見や差別、不確かな情報やデマへの対応
- ・ 感染症に対する偏見や差別はあってはならないことであり、感染症についての適切な知識を基に指導
 - ・ SNS等での不確かな情報や根拠のないデマ等に惑わされることなく、確かな情報に基づき行動できるよう、情報モラル教育の徹底
- (7) 生徒一人ひとりに寄り添った対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対して、学習を継続する支援として、高校生等奨学給付金や高等学校等修学奨学金など、必要な情報の提供
 - ・ 臨時休業の長期化による生活リズムや環境の変化で、不安やストレスを抱えていることが考えられることから、担任を中心に相談室、養護教諭とも連携し、ホームルームや休み時間等に丁寧な観察や見守り
 - ・ 専門的支援が必要な場合はスクールカウンセラーも適切に活用
- (8) 部活動
- ・ 引き続き5月31日までの休止
 - ・ 6月1日からの部活動を再開。当面の間の県外への遠征、合宿、対外試合、合同練習、演奏会等は自粛
 - ・ 当面の間、生徒の体力低下が心配されるため、過度な負担のかからない活動と十分な熱中症対策
 - ・ 生徒が密集する活動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動についての当面の間の密集せずに距離を取って行うことができる活動への切り替え
 - ・ 部活動ごとに練習時間や練習場所を分散させ、人が密集しない環境づくり
 - ・ 着替えは、更衣室を交代で利用したり、空き教室等の活用
 - ・ 部活動で使用する器具・道具類等を常に清潔を保つよう心がける
- (9) 体育施設の開放
- ・ 引き続き、一般への開放を中止

以上